



スカパーJSAT
PSD-SIC-第08-001号

SPACE IPサービス 料金表

第2版
(平成20年4月)

スカパーJSAT株式会社

SPACE IPサービス料金表 目次

通 則	1
1 料金の適用	1
2 料金表の変更	1
3 料金の計算方法	1
4 消費税相当額の加算	1
5 料金の減免	1
6 月額料金の日割	1
7 端数処理	1
8 料金等の支払期日	2
第1表 月額回線料	3
1 適用	3
2 月額回線料の額	3
第2表 ユーザ登録料	4
1 適用	4
2 ユーザ登録料の額	4
第3表 SPACE IP端末等レンタル料	5
適用	5
第4表 契約変更手数料	6
1 適用	6
2 契約変更手数料の額	6
第5表 解除料	7
1 適用	7
2 解除料の額	7
3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額	7
第6表 違約金	8
1 適用	8
2 違約金の額	8
附 則	9

通 則

1 料金の適用

当社は、SPACE IPサービスに係る料金を、このSPACE IPサービス料金表(以下「料金表」といいます。)に定めます。

2 料金表の変更

当社は、この料金表を変更することがあります。この場合の料金は、変更後の料金表によります。

3 料金の計算方法

当社は、利用契約者が利用契約に基づき支払う料金を暦月に従って計算します。

4 消費税相当額の加算

- (1) SPACE IPサービス契約約款(以下「約款」といいます。)において、次の規定により支払いを要するものとされている料金等の額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

ア 約款第34条(料金の支払い義務)

イ 約款第40条(違約金)

5 料金の減免

- (1) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通則1(料金の適用)の規定にかかわらず、臨時に、その月額回線料を減免することがあります。
- (2) 当社は、前号の規定に基づき月額回線料の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

6 月額料金の日割

- (1) 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
- ア 暦月の初日以外の日にご利用開始日が到来したとき。
- イ 暦月の初日以外の日に料金の改定等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
- ウ 約款第35条(支払いを要しない料金)第1項又は第2項の規定に該当するとき。
- (2) 前号の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- (3) 月額料金以外のその他の債務の支払額を算出するにあたり必要が生じた場合は、前2号の規定に準じて日割します。

7 端数処理

- (1) 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満が生じた場合はその端数を切り捨てます。
- (2) 前号の規定にかかわらず、消費税相当額の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

8 料金等の支払期日

- (1) 利用契約者は、料金等の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 月額回線料 グローバルIPアドレス利用料 SPACE IP端末等レンタル料	利用開始日が属する月の月末から毎月、当月分を翌月末
2 ユーザ登録料等	作業が発生した月の翌月末
3 契約変更手数料	契約変更が発生した月の翌月末
4 解除料	利用契約の解除の日から14日以内の日

- (2) 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 利用契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- (4) 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3号の規定にかかわらず、第(1)号に掲げる料金等の債務について、臨時に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- (5) 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、利用契約者に負担していただきます。
- (6) 当社は、当社が必要と認めた場合は、第(1)号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

第1表 月額回線料

1 適用

当社はSPACE IPサービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり種別及び品目を定めます。

利用契約に係る月額回線料の適用							
(1) SPACE IP-Internet 接続サービス	当社は、SPACE IP-Internet接続サービスの品目を次のとおり定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライトプラン</td> <td>利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>スタンダードプラン</td> <td>利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	ライトプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。	スタンダードプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。
	品目	内容					
	ライトプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。					
スタンダードプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。						
当社は、SPACE IP-Internet接続サービスに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							
(2) SPACE IP-VPN接続サービス	当社は、SPACE IP-VPN接続サービスの品目を次のとおり定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライトプラン</td> <td>利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> <tr> <td>スタンダードプラン</td> <td>利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	ライトプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。	スタンダードプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。
	品目	内容					
	ライトプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大5メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大1メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。					
スタンダードプラン	利用契約者のSPACE IP端末への伝送方向については最大10メガビット/秒まで、他の伝送方向については最大2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの。						
当社は、SPACE IP-VPN接続サービスに係る電気通信回線の伝送速度について保証しません。							

2 月額回線料の額

月額（単位：円）

種別	品目	単位	月額回線料
(1)SPACE IP-Internet接続サービス	ライトプラン	一の利用契約毎	100,000
	スタンダードプラン	一の利用契約毎	200,000
(2)SPACE IP-VPN接続サービス	ライトプラン	一の利用契約毎	100,000
	スタンダードプラン	一の利用契約毎	200,000

1 (1)に関して、一のSPACE IP端末毎にグローバルIPアドレスが一個付与されます。

2 (1)に関して、利用契約者の請求により一のSPACE IP端末毎にグローバルIPアドレスを追加付与する場合には、付与するグローバルIPアドレスに応じて以下の料金が追加となります。

グローバルIPアドレス利用料

- 4個追加付与する場合・・・一のSPACE IP端末毎に月額20,000円
- 12個追加付与する場合・・・一のSPACE IP端末毎に月額40,000円

第2表 ユーザ登録料

1 適用

当社はユーザ登録料の区分を次のとおり定めます。

区分	内容
ユーザ登録料	SPACE IP端末の初期登録を実施した場合に請求するもの

2 ユーザ登録料の額

(単位:円)

区分	単位	料金額
ユーザ登録料 (SPACE IP端末等の初期登録)	一SPACE IP端末あたり	20,000

第3表 SPACE IP端末等レンタル料

適用

SPACE IP端末等レンタル料の適用については、約款第7条(SPACE IP端末等の貸与等)に定めるところによります。この場合において、同条の規定により支払いを要する料金の額は、別に定める通りとします。

第4表 契約変更手数料

1 適用

契約変更手数料の適用については、約款第18条(品目の変更の請求)及び第19条(SPACE IP端末の据付場所の変更の請求)に定めるところによります。

2 契約変更手数料の額

(単位:円)

区分	単位	料金額
契約変更手数料の額	変更となる一の利用契約あたり	7,000

第5表 解除料

1 適用

解除料の適用については約款第36条(解除料等の支払義務)の規定によります。

2 利用開始日の前日以前の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
利用開始日から、利用開始日後6ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額回線料相当額。

3 最低利用期間内の契約解除に係る解除料の額

解 除 料
契約解除日の翌日から最低利用期間満了日まで継続して当該利用契約に係るSPACE IPサービスを利用したとみなした場合において支払うべき月額回線料相当額。但し、契約解除日の翌日から最低利用期間満了日までの期間が3ヶ月を満たさない場合は、利用開始日から、利用開始日後3ヶ月となる日が属する月の末日まで利用したとみなした場合において支払うべき月額回線料相当額とする。

第6表 違約金

1 適用

違約金の適用については、約款第40条(違約金)の規定によります。

2 違約金の額

単位	違約金の額
1分あたり(60秒未満切り上げ)	支払うべき月額回線料の2倍相当額

附 則

(実施期日)

第1条 この料金表は、平成19年4月9日より実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年4月1日から実施します。

資料名 SPACE IPサービス料金表

資料番号 PSD-SIC-第08-001号

平成 19年 4月 9日 第1版

平成 20年 4月 1日 第2版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770
